

大都市における低所得・不安定階層の量と 形態および今後について

江口 英一・川上 昌子

I 問題の所在

われわれは、昭和47年に、東京都の依頼により、都内の一つの代表的平均的区であるN区をとりあげ、区民全体の生活水準調査をおこなう機会を得た。その全体のスケジュールについてはのちにのべるとおりだが、そのためにまず区民全体の世帯所得の状況を把握した。つぎに、単にその分布状況を明らかにするだけではなく、ここで、とくに、一つの絶対的な水準を示すモノサシを用いて、生活の上下水準ないしその構成を明らかにした。けだしたとえば、1人当たりの所得や消費額を出してみても、それだけでは絶対的なものとはならない。そのためにいわゆる「生活保護基準」とその倍率という尺度を用いたのである。

この絶対的な尺度を用いてはかられたところの、一定水準（保護基準）以下の所得世帯が多いことは、また、全体社会の生活水準の低位を示すものであると考える。なぜなら、これら低水準世帯は、全体と離れたものとして存在するのではなく、有機的につながりをもって存在し、この部分は全体のなかから生成、析出されてきたものとして、全体のいわば“おもり”となる形で競争関係に立っているからである。

そこで問題は、必然的に、このような意味の低水準世帯に集中されることになる。いまこのような低水準世帯を、「低所得・不安定階層世帯」（略して低所得階層）とよんでおこう。小論での対象と分析は、この層の量と形態とに向かられる。

また、戦後最大の転換点といわれる現時点での、そのことの意味についてもひととのべておかねばならない。

まず、調査の結果明らかとなった低所得階層世

帯は、われわれがこの調査を実施した昭和47年という時点が示すように、いわゆる「高度経済成長」の下で蓄積されてきた「低所得階層」の最も発展した姿を示してくれるものと考えてよいだろう。したがって、もし、今後、プラスチックな変換がおこなわれるとするならば、蓄積され、たくわえられてきた最高時点でのこのような膨大な「低所得階層」は、何かの形をとって、つよい力で解決をせまりながら、現われてくるにちがいない。そして、小論の分析が示すように、その量は大きなものと考えなければならないから、その現われは、大きな社会問題となる可能性をともないながら出てくるだろう。もちろん、その顕現は、小論の結論にものべるように、直線的な仕方では、なかなかあらわれないであろうけれども。

また、それがどのような形をとるかは、具体的にはわからない。それには、政策の対応や、社会運動のかかわり方が、大きな影響を与えるからである。

けれどもそのすがたを、以下の分析がある程度は示唆するだろう。またそのよすがともなりうるだろう。すなわち、たとえば、今後、一つは一部雇用の減少が収入の減少、喪失を結果し、一方物価のインフレ政策による高水準の持続が鉗状に、二重になってこれらの層を直撃するとき、これらの層のうちのどのような部分がどう現われ、また他の部分がどのように現われてくるか、ということが問題なのである。

これらの点については、ここでは、われわれの実施した調査の結果を一応明らかにしたのち、一定の推論をのべることとしよう。そこで、まず、この調査のスケジュールとその実施経過などからはじめよう。

II 調査の経過

(イ) 対象と項目

住民基本台帳上の東京都 N 区民の総数 32 万 3,626 人の続柄、性別、年齢、区での居住年数、国保・国民年金の加入状況、および総世帯数 13 万 1,110 世帯の世帯人員、家族構成、家族類型、生活保護の受給の有無を、全数調査方式で一つ一つしらべるとともに、住民税の課税・非課税別の状況および住民税の母体たる年所得額について個人別および世帯別をあわせて調査した。ただし、昭和 47 年中の出生者および転入・転出者、社会福祉施設・国立療養所・警察学校などのいわゆる指定世帯はとりのぞく。また、13 万 1,110 世帯から無所得の学生単身者世帯 1 万 3,781 は、分析していく上で、本来の世帯とは異なると考えてとりのぞく。

(ロ) 作業方法

さて、すでに述べたように、生活水準を測定するのに生活保護基準を用いるのだが、それは生活保護法第 8 条 2 項に規定されているように、「年齢別、性別、世帯構成別、地域別、その他保護の種類に応じて」きめられている。その上、10 年ほど前から、さまざまな加算や控除がおこなわれるようになった。

そこで生活保護基準によって測定する場合、それをあらゆる多様性をもつ、一つ一つの世帯にあてはめて測らねばならぬのだが、上記のごとくモノサン自体が非常に複雑だし、一方その複雑さに対応できるような、個々の世帯の状況に関する情報が十分詳細には得られない。年齢や世帯構成はよいとして、たとえば勤労控除の計算のための職業の種類や就労日数、住宅扶助計算のための住居の種類や家賃、その他障害者や介護の必要な病人がいるかいないか、などこれらの情報を 13 万世帯以上の対象について全部得ることは到底不可能である。そこで、生活保護基準を、かの「世帯更生資金貸付制度」の貸付制限基準の方法にならって、簡単な一つの方程式にかきかえ ($A \times \text{世帯員数} + B = \text{基準}$)、これをあてはめていくことはできなかっただけと考えたのである。それはつぎのよう

である。

- (1) 46 年の東京都の保護基準額表およびその算定のための参考資料をできる限り用いる。
- (2) 七つの生活扶助種類のうち、生活扶助、教育扶助、住宅扶助の三つだけ用いる。
- (3) 生活扶助基準額は、第 1 類と第 2 類にわかれており、そのうち、第 1 類であるが、それはさらに性別、年齢別に異なる額としてきめられている。そこで年齢を捨象するため、都の性別、年齢別人口（総務局統計部人口統計課資料による）に、所定の性別、年齢別基準額に乘じ、総人口で除する。その金額は 1 人当たり 8,019 円となる。第 2 類は 820 円 × 人数 + 5,720 円となっている。
- (4) 教育扶助も上述の要領で計算した結果世帯当たり 219 円となる。
- (5) 住宅扶助は特別基準 1 万 2,100 円に借家・借間率 67.7% を乗じて 8,192 円を得る。これを平均住宅扶助量とする。
- (6) 加算額はその平均を法定加算額に都の該当世帯の割合を乗じて求める。母子、老齢加算を除き、該当対象者は一世帯に 1 人と仮定する。まず、妊婦・産婦加算については、人口統計課の 0 歳児の数から推計した結果、妊婦加算は 1 世帯当たり 113 円、産婦加算は 50 円となった。

母子加算については、昭和 46 年、母子家庭の比率 1.9% と世帯当たり平均児童数の 1.55 人から、1 人目 49 円 + 2 人目 8 円 = 57 円とする。

障害者加算、老齢加算、精神薄弱児養護加算についても各々同じ方法によりそれぞれ 93 円、24 円、10 円を得た。

以上の加算額の計は 347 円となる。

加算については、この他に、まだ在宅患者加算、放射線障害者加算などがあるので、これらを勘案して合計 350 円とした。

- (7) 「控除」関係では、いわゆる勤労基礎控除のみをふくめることとし、(1)の職種と(2)の職種の単純平均として、8,680 円とすることとする。これは 16 日以上の就労の都の就業者

の職業から判定したものである。なお、世帯当たりの有業者は1人ではなく、昭和45年家計調査からの推計では世帯員1人の増加につき0.22人だけ増大する。したがって、基礎控除額は $868\text{円} \times \{1+0.22(\text{世帯員数}-1)\}$ とする。

さて、以上(1)～(7)から、先述の方程式を導き出すと、 $10,750\text{円} \times \text{家族人員数} + 21,251\text{円}$ となる。そこで端数をまるめて、最終的には、年間所得額として、 $(10,745\text{円} \times \text{人数} + 21,250\text{円}) \times 12\text{ヶ月} = \text{生活保護基準の上限} \rightarrow \text{「低所得・不安定階層生活基準」}$ という方程式を用いることにする。

この方程式による金額は、就労をフルタイムの労働としていることや特別基準の住宅扶助基準を用いていることからも知られるように、保護基準の最高限を示すものであることはまちがいない。

そしてとくにこの基準生活費は、家族の大きさやその有業人員を平均値でとっているので、のちの分析にもみられるように、世帯人員や有業者数が小さいのが一般である低額所得者にとっては、この基準は若干高基準となっているかもしれない。

だが、本研究の目的は、生活保護基準そのものを研究することにあるのではなく、そのモノサシを用いて、現実の生活水準を測定することが目的である。そして、とくに、それ以下になると最低限以下と考えられるような限界的水準をめどとして、その上下にどのように現実の世帯の生活が分布しているかを明らかにすることが目的である。いいかえると、のちにものべるように、いわゆる「ボーダーライン」にある層を軸として、全体の分布構造を解明することが課題である。したがって、このように、相対的に高位の保護基準を用いることは、分析の方法にむしろ適合しているのである。この生活基準を、前記の言葉にならって、「低所得・不安定階層生活基準」(以下「保護基準」と記す場合にも、この基準の意味である)と名づけることにする。

そこで、つぎに念のため、その金額(年額)と、加算・控除住宅扶助特別基準をのぞいた場合の基準額とを示しておく。後者は、現実の被保護世帯

| 区分 | A 低所得・不安定階層生活基準 | B 厳格な保護基準 | B/A |
|----|-----------------|-----------|-------|
| 1人 | 384,000 | 210,936 | 54.9% |
| 2人 | 513,000 | 317,004 | 61.8 |
| 3人 | 642,000 | 423,072 | 65.9 |
| 4人 | 771,000 | 529,140 | 68.6 |
| 5人 | 900,000 | 635,208 | 70.6 |
| 6人 | 1,029,000 | 741,276 | 72.0 |

の生活水準と考えてよいだろう。

この表にみられるように、世帯人員が、2人ないし3人の場合、加算・控除などを除いた金額は、先にのべたAの基準の約6割となることが知られるのである。そして対象たるN区民の平均世帯人員は2.6人であるから、現実の一つの柱ないし水準として、別に6割の線をとることは合理的である。そこでこの基準をも用いることとする。

さて、このような測定の道具、モノサシを用いて、前記の対象に一つ一つあてはめて総合計した結果は以下のごとくである。

そして、それぞれの水準の層の社会的性質を示す指標により、その特徴を明らかにしたのが以下の分析である。

(イ) 調査時点

昭和47年の1年間である。

III 調査研究の結果

1. 低所得・不安定階層の存在量

さて、以上のようにして求められた方程式を個別の世帯ごとにあてはめて、この方程式による金額=「低所得・不安定階層生活基準」額と、その世帯の所得の比率を求め、分布を求めたのが表1である。

まず、この表では、「所得0および不課税のもの」として示されたものが、17.2%，20,107世帯もいることになっている。そのなかに非課税世帯、課税最低限以下の世帯、未申告の世帯およびその他の世帯をふくむが、これらを所得「不明」の世帯として取り除くわけにはいかない。われわれの把握したところでは、このなかに少なくとも明らかに4,679世帯の所得ゼロがふくまれている。そこで、これを残し、不課税を差し引いた10万1,901世帯を合計として、全体の分布を再計算し

たものが、第3欄の数字である。それをみていただきたい。

このようにして、若干の修正をおこない、明かに所得ゼロのもの4,679世帯だけを計算にいれて分布をみても、先述の生活保護基準（最上限として）とおなじかそれ以下の所得水準の世帯（倍率1.0未満の世帯）が26.2%という巨大な量に達することが示されている。この水準を6割（倍率0.6）のところでおさえても12.1%と1割をこえる量である。なお、人口の分布については、前記のように最低位部分の中身についての資料がない。しかし、世帯の場合にはほぼ比例するとするなら、その所得ゼロが明確なものだけをいれた比重は、生活保護基準と同じ倍率1.0のレベルのものおよびそれ以下の人口数は21.3%，その6割すなわち倍率0.6およびそれ以下の場合は、9.0%と推計される。

いわゆる高度経済成長の坂をのぼりつめたこの時点での、大都市の中心地域における低位な所得の階層が、このように大きな量に達することは、おどろくべき事実といわねばならない。これが第1の問題点である。

のちにものべるように、この期間は経済の拡大とともになう雇用機会の急速な増大が、強力に労働力を吸収し、今まで労働力化しなかった部分、あるいは被用者として就業しなかった部分まで、雇用者として就業させ、雇用労働有業率は著しく高まってきた時である。そのような動向について、同時に並行して現われてきた物価騰貴が、その強力な促進剤となった。しかしこれらの就業は高所得で安定したそれをもたらすものであったかどうか。少なくとも大都市中心部の対象地区のようなところでは、零細なそして安定したとはいえない所得への雇用機会が多く提供されたのであろう（後の分析参照）。そして高物価に対応するため、

表1 生活保護基準に対する倍率からみた世帯および人口分布（東京都N区民全数）

| 倍率 | 総世帯 | | | 左の総世帯に含まれる人員 | |
|-----------------------------|-------------------|---------------|------------|--------------|-----------|
| | 世帯数 | 百分比 | 不課税を除いた百分比 | 人數 | 百分比 |
| 0および不課税のもの (上のうち0が明確なもの) | 20,107 (4,679) | 17.2 (4.0) | — 4.6 | 37,151 — | 12.0 — |
| 0.2未満 | 1,221 | 1.0 | 1.2 | 2,381 | 0.8 |
| 0.2以上0.4未満 | 2,235 | 1.9 | 2.2 | 4,785 | 1.5 |
| 0.4 " 0.6 " | 4,155 | 3.5 | 4.1 | 9,841 | 3.2 |
| 小計 | 27,718 | 23.6 | 12.1 | 54,158 | 17.5 |
| 0.6以上0.8未満 | 6,693 | 5.7 | 6.5 | 16,529 | 5.3 |
| 0.8 " 1.0 " | 7,731 | 6.6 | 7.6 | 19,859 | 6.4 |
| 1.0未満小計 | 42,142 | 35.9 | 26.2 | 90,546 | 29.2 |
| 1.0以上1.2未満 | 8,322 | 7.1 | 8.2 | 21,642 | 7.0 |
| 1.2 " 1.4 " | 8,651 | 7.4 | 8.5 | 22,634 | 7.2 |
| 1.4 " 1.6 " | 8,117 | 6.9 | 8.0 | 21,546 | 7.0 |
| 1.6 " 1.8 " | 7,392 | 6.3 | 7.2 | 20,396 | 6.6 |
| 1.8 " 2.0 " | 6,304 | 5.4 | 6.2 | 18,135 | 5.9 |
| 小計 | 38,786 | 33.1 | 38.1 | 104,353 | 33.7 |
| 2.0以上2.2未満 | 5,315 | 4.5 | 5.2 | 15,997 | 5.1 |
| 2.2 " 2.4 " | 4,384 | 3.7 | 4.3 | 13,534 | 4.4 |
| 2.4 " 2.6 " | 3,748 | 3.2 | 3.7 | 11,673 | 3.8 |
| 2.6 " 2.8 " | 3,054 | 2.6 | 3.0 | 9,670 | 3.1 |
| 2.8 " 3.0 " | 2,611 | 2.2 | 2.1 | 8,437 | 2.7 |
| 小計 | 19,112 | 16.2 | 18.8 | 59,311 | 19.1 |
| 3.0以上 | 17,289 | 14.8 | 16.9 | 55,635 | 18.0 |
| 合計 | 117,329 | 100 | — | 309,845 | 100 |
| (不課税を除いた計) | (101,901) | — | 100 | — | — |

(注) N区総世帯数13万1,110から無所得の学生世帯主1万3,781を取り除いている。

世帯規模を縮小する傾向が働き、上述のような低生活水準世帯の大きな量を存在せしめたのだと思う。この点については、のちに具体的にふれる。

さて、これを男子世帯と女子世帯に分けてみよう。それは表2にみるように、世帯主が女子である世帯は、半数近くがここで用いた生活保護基準またはそれ以下の世帯であるということがわかる。

これらの層は、生活保護基準とおなじかそれ以下の生活水準にあるからといって、ただちに法制上の生活保護世帯として公認されるわけでは、もちろんない。なぜなら、ここでは、年所得の水準をもってそれを測定しているだけで、年々の所得以外の資産の保有状況はここでは捨象されている。また、親族の扶養関係や他法による生活保障

の有無も、ここでは問われていない。現実に生活保護が問題となってくるときは、これらの条件がその受給条件として考慮されることになるからである。

ここでは、現実の保護行政とはなれて、その保護基準に照らしての生活水準のあり方を見ているのであるが、いずれにしても、この時点において、このように膨大な量の低位の世帯が存在することは重大な問題でなければならない。

ところでこの状況は、外国ではどうであろうか。この報告はすでにいくつかのところで引かれているが、おなじ方法でイギリスの状況をみたものに B. Abel-Smith and P. Townsend, "The Poor and the Poorest," 1965 がある。

この報告は第二次大戦後のイギリスにおける生活状態について、①貧困が追放されたといわれること、②所得の平等化、生活水準における格差の縮小が進展したといわれること、の二つの通説に対してその検証と反証を示し、イギリスの社会保障が決して十分なものでなく、そのなかでとくに年金がどうあるべきかを考えるための基礎資料を提供しようとしてなされたものであった。

そしてその方法として、当時おこなわれていた National Assistance Act の保障基準（家賃実費を加えて）を用いて、1953—54年の家計調査対象世帯、および1960年の対象世帯につき、その消費支出および所得の倍率を計算し、その分布を明らかにするとともに、その状況からイギリス全体を推計しようとするためおこなわれたのであった。その結果は、1953—54年の場合、表3のようであった。

表2 世帯主男女別生活水準分布

| 倍率 (保護基準に対する) | 男子世帯 | | | 女子世帯 | | |
|------------------|----------|-------|------------|----------|-------|------------|
| | 世帯数 | 百分比 | 不課税を除いた百分比 | 世帯数 | 百分比 | 不課税を除いた百分比 |
| 0および不課税 | 11,087 | 12.4 | — | 9,020 | 31.7 | — |
| (上のうち0が明確なもの) | (2,620) | (2.9) | 3.3 | (2,059) | (7.2) | 9.6 |
| 0.2未満 | 703 | 0.8 | 0.9 | 518 | 1.8 | 2.4 |
| 0.2以上0.4未満 | 1,248 | 1.4 | 1.6 | 987 | 3.5 | 4.6 |
| 0.4 " 0.6 " | 2,535 | 2.9 | 3.2 | 1,620 | 5.7 | 7.5 |
| 0.6未満計 | 15,573 | 17.5 | 9.0 | 12,145 | 42.7 | 24.1 |
| 0.6以上0.8未満 | 4,522 | 5.1 | 5.6 | 2,171 | 7.6 | 10.1 |
| 0.8 " 1.0 " | 5,560 | 6.3 | 6.8 | 2,171 | 7.6 | 10.1 |
| 1.0未満計 | 25,655 | 28.9 | 21.4 | 16,487 | 57.9 | 44.3 |
| 1.0以上1.2未満 | 6,093 | 6.9 | 7.6 | 2,229 | 7.8 | 10.4 |
| 1.2 " 1.4 " | 6,681 | 7.5 | 8.3 | 1,970 | 6.9 | 9.1 |
| 1.4 " 1.6 " | 6,558 | 7.4 | 8.2 | 1,559 | 5.5 | 7.2 |
| 1.6 " 1.8 " | 6,138 | 6.9 | 7.6 | 1,254 | 4.4 | 5.8 |
| 1.8 " 2.0 " | 5,417 | 6.1 | 6.7 | 887 | 3.1 | 4.1 |
| 1.0以上2.0未満計 | 30,887 | 34.8 | 38.4 | 7,899 | 27.7 | 36.6 |
| 2.0 " 2.2 " | 4,622 | 5.2 | 5.7 | 693 | 2.4 | 3.2 |
| 2.2 " 2.4 " | 3,845 | 4.3 | 4.8 | 539 | 1.9 | 2.5 |
| 2.4 " 2.6 " | 3,351 | 3.8 | 4.2 | 397 | 1.4 | 1.8 |
| 2.6 " 2.8 " | 2,696 | 3.0 | 3.4 | 358 | 1.3 | 1.7 |
| 2.8 " 3.0 " | 2,290 | 2.6 | 2.8 | 321 | 1.1 | 1.5 |
| 2.0以上3.0未満計 | 16,804 | 18.9 | 20.9 | 2,308 | 8.1 | 10.7 |
| 3.0以上 | 15,490 | 17.4 | 19.3 | 1,799 | 6.3 | 8.4 |
| 計 | 88,836 | 100 | — | 28,493 | 100 | — |
| (不課税を除いた計) | (80,369) | — | 100 | (21,532) | — | 100 |

表3 国民扶助基準（基本+家賃実費）を100としてみたイギリス国民の生活水準と構造

| 区分 | 世帯数 | | | 人員 | | 試計人員数 (全英) 単位千人 |
|---------|-------|-------|--------|--------|-------|-----------------------|
| | 実数 | % | 平均世帯人員 | 実数 | % | |
| 80%未満 | 17 | 0.5 | 1.5 | 26 | 0.3 | 152 |
| 80~89 | 18 | 0.6 | 1.3 | 23 | 0.2 | 101 |
| 90~99 | 33 | 1.0 | 2.3 | 75 | 0.7 | 354 |
| 100~109 | 61 | 1.9 | 2.4 | 149 | 1.4 | 709 |
| 110~119 | 54 | 1.7 | 2.6 | 144 | 1.4 | 709 |
| 120~129 | 64 | 2.0 | 2.9 | 178 | 1.8 | 911 |
| 130~139 | 79 | 2.4 | 2.7 | 210 | 2.0 | 1,012 |
| 140~159 | 162 | 5.0 | 3.2 | 525 | 5.1 | 2,581 |
| 160以上 | 2,737 | 84.9 | 3.3 | 8,940 | 87.1 | 44,082 |
| 計 | 3,225 | 100.0 | 3.18 | 10,270 | 100.0 | 50,611 |

この表によると、国民扶助基準の1.0倍までが世帯で5.3%，人員で1.2%，1.4倍までをとると、おなじように10.9%，7.8%となることが示されている。また1960年は「実収入」を用いて

表 4 世帯人員別保護基準を尺度とした生活水準

| 倍率 (保護基準に 対する) | 1人 | | 2人 | | 3人 | | 4人 | | 5人 | | 6人 | | 7人 | | 8人以上 | | 平均 世帯人員 |
|----------------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|-------|------|-------|------|-----|------|------|------|------------|
| | 世帯数 | 百分比 | 世帯数 | 百分比 | 世帯数 | 百分比 | 世帯数 | 百分比 | 世帯数 | 百分比 | 世帯数 | 百分比 | 世帯数 | 百分比 | 世帯数 | 百分比 | |
| 0および不課税 | 10,813 | 28.2 | 4,528 | 21.1 | 2,582 | 12.5 | 1,567 | 6.7 | 479 | 5.2 | 108 | 3.7 | 18 | 2.1 | 12 | 2.9 | 1.8人 |
| 0.2未満 | 656 | 1.7 | 252 | 1.2 | 132 | 0.6 | 120 | 0.5 | 38 | 0.4 | 14 | 0.5 | 5 | 0.6 | 4 | 1.0 | 2.0 |
| 0.2以上0.4未満 | 1,041 | 2.7 | 503 | 2.3 | 289 | 1.4 | 231 | 1.0 | 111 | 1.2 | 38 | 1.3 | 16 | 1.8 | 6 | 1.5 | 2.1 |
| 0.4～0.6～ | 1,695 | 4.4 | 788 | 3.7 | 675 | 3.3 | 629 | 2.7 | 237 | 2.6 | 91 | 3.1 | 25 | 2.9 | 15 | 3.7 | 2.4 |
| 小計 | 14,205 | 37.0 | 6,071 | 28.3 | 3,678 | 17.8 | 2,547 | 10.9 | 865 | 9.4 | 251 | 8.6 | 64 | 7.4 | 37 | 9.1 | — |
| 0.6以上0.8未満 | 2,541 | 6.6 | 1,171 | 5.5 | 1,128 | 5.4 | 1,256 | 5.4 | 413 | 4.5 | 136 | 4.6 | 28 | 3.2 | 20 | 4.9 | 2.5 |
| 0.8～1.0～ | 2,700 | 7.0 | 1,365 | 6.3 | 1,365 | 6.6 | 1,529 | 6.5 | 520 | 5.7 | 178 | 6.1 | 51 | 5.9 | 23 | 5.6 | 2.6 |
| 1.0未満小計 | 19,446 | 50.6 | 8,607 | 40.1 | 6,171 | 29.8 | 5,332 | 22.8 | 1,798 | 19.6 | 565 | 19.3 | 143 | 16.5 | 80 | 19.6 | — |
| 1.0以上1.2未満 | 2,930 | 7.6 | 1,340 | 6.3 | 1,530 | 7.4 | 1,578 | 6.8 | 648 | 7.1 | 209 | 7.1 | 65 | 7.5 | 22 | 5.4 | 2.6 |
| 1.2～1.4～ | 3,080 | 8.0 | 1,330 | 6.2 | 1,553 | 7.4 | 1,718 | 7.3 | 622 | 6.8 | 237 | 8.1 | 74 | 8.5 | 37 | 9.0 | 2.6 |
| 1.4～1.6～ | 2,787 | 7.3 | 1,206 | 5.6 | 1,512 | 7.3 | 1,681 | 7.2 | 624 | 6.8 | 210 | 7.2 | 76 | 8.8 | 21 | 5.1 | 2.7 |
| 1.6～1.8～ | 2,343 | 6.1 | 1,141 | 5.3 | 1,298 | 6.3 | 1,597 | 6.8 | 710 | 7.7 | 225 | 7.7 | 47 | 5.4 | 31 | 7.6 | 2.8 |
| 1.8～2.0～ | 1,814 | 4.7 | 939 | 4.4 | 1,095 | 5.3 | 1,559 | 6.7 | 603 | 6.6 | 195 | 6.7 | 72 | 8.3 | 27 | 6.6 | 2.9 |
| 小計 | 12,954 | 33.7 | 5,956 | 27.8 | 6,988 | 33.7 | 8,133 | 34.8 | 3,207 | 35.0 | 1,076 | 36.8 | 334 | 38.5 | 138 | 33.7 | — |
| 2.0以上2.2未満 | 1,260 | 3.3 | 920 | 4.2 | 904 | 4.3 | 1,370 | 5.9 | 575 | 6.3 | 204 | 6.9 | 56 | 6.5 | 26 | 6.4 | 3.0 |
| 2.2～2.4～ | 898 | 2.3 | 764 | 3.6 | 821 | 3.9 | 1,188 | 5.1 | 498 | 5.4 | 135 | 4.6 | 57 | 6.5 | 23 | 5.6 | 3.1 |
| 2.4～2.6～ | 725 | 1.9 | 643 | 3.0 | 724 | 3.5 | 1,051 | 4.5 | 422 | 4.6 | 131 | 4.5 | 37 | 4.3 | 15 | 3.7 | 3.1 |
| 2.6～2.8～ | 520 | 1.4 | 557 | 2.6 | 612 | 3.0 | 845 | 3.6 | 371 | 4.0 | 104 | 3.6 | 29 | 3.3 | 16 | 3.9 | 3.2 |
| 2.8～3.0～ | 399 | 1.0 | 449 | 2.1 | 572 | 2.8 | 739 | 3.2 | 309 | 3.4 | 100 | 3.4 | 24 | 2.8 | 19 | 4.6 | 3.2 |
| 小計 | 3,802 | 9.9 | 3,333 | 15.5 | 3,633 | 17.5 | 5,193 | 22.3 | 2,175 | 23.7 | 674 | 23.0 | 203 | 23.4 | 99 | 24.2 | — |
| 3.0以上 | 2,214 | 5.8 | 3,554 | 16.6 | 3,936 | 19.0 | 4,708 | 20.1 | 1,985 | 21.7 | 612 | 20.9 | 188 | 21.6 | 92 | 22.5 | 3.2 |
| 合計 | 38,416 | 100 | 21,450 | 100 | 20,728 | 100 | 23,366 | 10.0 | 9,165 | 100 | 2,927 | 100 | 868 | 100 | 409 | 100 | 2.6 |

おなじことをおこなっているのであるが、この場合は1.4倍以下が18%と、もっと増大する。こうして、この比率に相当するイギリス全体の量の推計がおこなわれている。

上述の数字は、日本でのわれわれの集計結果よりもかなり低いものである。しかし、それでも、非常に高い水準のものであると評価しなければならぬことをこの著者は述べている*。

* またわれわれがおこなった同じ方法によるところの、もう少し小規模の作業を付記しておきたい。それは1970年に生活構造研究会(代表 青井和夫)としておこなったものである(東京都民生活局厚生部福祉研修課「都民の生活構造の特性と社会福祉」143ページ以下参照)。ここで用いられた生活基準は、「世帯更生資金」貸付制限基準で、12,000円×家族数+8,000円+家賃実費という方程式によるものであった。これは保護基準よりやや高めのボーダーライン層の生活を表示するものである。これによると、その分布(抽出数888)は次のようであった。

| 倍率 | 1.0未満 | 1.0～2.0未満 | 2.0～3.0未満 | 3.0以上 | 計 |
|----|-------|-----------|-----------|-------|-------|
| 実数 | 169 | 496 | 149 | 74 | 888 |
| 比率 | 19.1 | 55.8 | 16.8 | 8.3 | 100.0 |

さて、表1に示された第2の問題点は、生活水準における大きな格差の存在である。

この分析においては倍率が3倍までしかとっていないので、それ以上の分布は正確にはわからないが、3倍をこえるものの割合は、世帯でとっても人口でとっても、17～18%である。全体の分布は倍率1.4倍をほぼ頂点として、上下に非常に広い分布をえがいている。この格差は、ここに直接的証拠はないが、高度成長経済の段階を通じて、大きくなってきたものと考えてよいであろう。この格差は、上方のみならず下方に向かっても広がっており、生活水準の相対的に低い階層のなかにも、著しく大きな幅と格差があり、下方へ、いわば底のない沼のように深く沈んでいることを知ることができる。これは、イギリスなどにはそれほど考えられない、日本の特徴を示すものであろう。

2. その存在形態——世帯の大きさ、世帯主の年齢など——

まず、これら生活水準と「世帯の大きさ」とが、どのような関係があるのかを見よう。それは表4が示すとおりである。

この表によると、倍率0.6未満水準の場合、1人世帯では37%がそれにあたり、2人では28%，3人は18%，4人は11%と次第に減少し、それ以上の世帯では、8~9%で一定している。また、1.0倍水準でみてもまったくおなじ傾向が現われている。反対に2.0倍以上の高い生活水準の場合をみると、1人から4人の世帯までその割合が増加していき、それ以上になるとやはりあまり変わらない。すなわち、世帯人員の少ない4人以下のところで、世帯人員が1人ずつ減少するにしたがって急激に低位な世帯の比重が増加することが知られる。そして、表によってわかるように、3人以下の小規模世帯は、全体の8割に近い比率を示している。

また、同じ表4の最後の欄に示されているように、生活水準（保護基準に対する比率）と平均世帯人員の関係では、明らかに水準が高まるにつれて平均人員が増大していく。

いま、上記の状況を男女別にみてみよう。男子世帯と女子世帯に分けるとそれはどうなるか。

表5 世帯員数別、世帯主男女別生活水準

| 倍率 | | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 |
|----|-----------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 男 | 1.0未満 | 42.6% | 31.5 | 22.5 | 18.5 | 19.7 | 19.7 | 16.1 |
| | 1.0~2.0未満 | 35.0 | 33.4 | 39.1 | 38.4 | 33.4 | 34.4 | 35.3 |
| | 2.0以上 | 22.4 | 35.1 | 38.4 | 43.1 | 46.9 | 45.9 | 48.6 |
| | 計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 女 | 1.0未満 | 55.4 | 55.8 | 56.4 | 55.9 | 49.3 | 35.6 | 34.6 |
| | 1.0~2.0未満 | 31.0 | 28.6 | 26.4 | 26.5 | 25.9 | 23.1 | 28.2 |
| | 2.0以上 | 13.6 | 15.6 | 17.2 | 17.6 | 24.8 | 41.2 | 37.2 |
| | 計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

男子の場合は、総体で語られたところとほぼ一致し、しかもその傾向が一層はっきり現われている。男子世帯では、3人以下になると、倍率1.0未満の場合、1人減ずるごとにほぼ10%ずつ低位の世帯が増加している。

これに対して女子世帯の場合はそれほどはつき

りしない。むしろ、4人ないし5人までは倍率1.0未満世帯が半数以上存在し、世帯の大小にかかわらずその比率は一定である。

このようにして女子世帯を別とすると、現在大都市住民の生活を問題とするとき、まずははじめに小規模世帯に注目せねばならぬことがはっきりしてくるのである。

さて、そこでこのような世帯を維持するための所得であるが、それを世帯構成上の地位別に誰が稼いでいるかをみると、男子世帯の全体でみた場合、世帯主のみが（2人世帯以上について）63.8%，世帯主と妻が働いている場合が12.7%，さらにそれに加えて他の世帯員が働いている場合が3.9%，そして、妻は働いていないが男子世帯員と子供であると世帯員の誰かが働いている場合が14.9%，その他4.7%となっている。

この比率は、生活水準が低い階層では、世帯主だけの稼働が少なく、それ以外、とくに妻以外の世帯員が多く稼働しているという相違をもっている。すなわち世帯員のみは、倍率1.0未満では47.5%に下ることが示された。

単婚小家族の場合、男子が世帯主として主たる稼得者となることが通常であるが、この主稼得者の年齢とその世帯の生活水準との関係はどうであろうか。

表6によれば、次のようなことがわかる。まず、この表を横にみて、倍率0.6あるいは1.0の水準における世帯主の年齢をみると、大きな傾向として、一つは若い年齢層、といつても20代後半くらいに一つのピークがあり、またもう一つの山は高齢層（明瞭には65歳以上）にあることが知られる。これを縦にみて、ある年齢層の人（世帯主）が生活水準的にどのレベルに相対的に多く分布するかみると、以上の傾向はもっと明瞭となる。それによると、低生活水準世帯は20代までの若い世帯主ともう一つはいわゆる定年年齢である50歳の半ばをすぎる頃は次第に増加しはじめる。すなわち低生活水準でいうと若老二つのピークがあり、いわばV字型を描いて分布していることがわかる。

この表は男女を合計したもので、男子と女子と

大都市における低所得・不安定階層の量と形態および今後について

表 6 生活水準別世帯主の年齢分布

| 倍率 (保険基準 に対する) | 15~19歳 | | 20~24歳 | | 25~29歳 | | 30~34歳 | | 35~39歳 | | 40~44歳 | | 45~49歳 | | 50~54歳 | | 55~59歳 | | 60~64歳 | | 65~69歳 | | 70~74歳 | | 75歳~ | | 合計 | |
|----------------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 実数 | 比 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0.1 ~ 0.2 | 26 | 4.0 | 179 | 2.4 | 113 | 0.8 | 64 | 0.5 | 63 | 0.6 | 44 | 0.4 | 36 | 0.4 | 27 | 0.4 | 31 | 0.5 | 34 | 0.7 | 29 | 1.1 | 23 | 1.2 | 703 | 0.8 | | |
| 0.2 ~ 0.4 | 25 | 3.8 | 250 | 3.3 | 179 | 1.3 | 130 | 1.1 | 109 | 1.0 | 97 | 1.0 | 76 | 0.9 | 54 | 0.9 | 74 | 1.2 | 73 | 1.4 | 65 | 2.4 | 41 | 2.2 | 1,248 | 1.4 | | |
| 0.4 ~ 0.6 | 61 | 9.3 | 419 | 5.6 | 325 | 2.4 | 323 | 2.7 | 333 | 2.9 | 239 | 2.4 | 132 | 1.6 | 106 | 1.7 | 140 | 2.3 | 143 | 2.8 | 136 | 3.5 | 102 | 3.8 | 76 | 4.1 | 2,535 | 2.9 |
| (0.6未満小計) | 112 | 17.1 | 848 | 11.3 | 3,945 | 9.2 | 2,533 | 21.0 | 1,921 | 17.0 | 1,334 | 13.4 | 858 | 10.5 | 592 | 9.5 | 610 | 12.0 | 703 | 18.1 | 268 | 28.9 | 754 | 40.4 | 15,573 | 17.5 | | |
| 0.6 ~ 0.8 | 214 | 32.6 | 615 | 8.2 | 614 | 4.6 | 655 | 5.4 | 653 | 5.7 | 463 | 4.7 | 286 | 3.5 | 194 | 3.1 | 200 | 3.3 | 212 | 4.2 | 190 | 4.9 | 140 | 5.3 | 86 | 4.6 | 4,522 | 5.1 |
| 0.8 ~ 1.0 | 1,488 | 22.6 | 846 | 11.3 | 765 | 5.7 | 863 | 7.2 | 783 | 6.9 | 554 | 5.6 | 340 | 4.2 | 255 | 4.1 | 280 | 4.6 | 254 | 5.0 | 214 | 5.5 | 156 | 5.9 | 102 | 5.5 | 5,560 | 6.3 |
| (1.0未満小計) | 474 | 72.3 | 2,309 | 30.8 | 5,324 | 39.5 | 4,051 | 33.6 | 3,357 | 29.6 | 2,351 | 23.7 | 1,484 | 18.2 | 1,041 | 16.7 | 1,075 | 17.7 | 1,076 | 21.2 | 1,107 | 28.5 | 1,064 | 40.1 | 942 | 50.5 | 25,655 | 28.9 |
| 1.01~1.20 | 79 | 12.0 | 1,037 | 13.8 | 886 | 6.4 | 916 | 7.6 | 871 | 7.7 | 576 | 5.8 | 394 | 4.9 | 294 | 4.7 | 303 | 5.0 | 272 | 5.4 | 212 | 5.5 | 187 | 7.0 | 86 | 4.6 | 6,093 | 6.9 |
| 1.21~1.40 | 56 | 8.5 | 1,205 | 16.0 | 1,108 | 8.2 | 1,040 | 8.6 | 873 | 7.7 | 634 | 6.4 | 379 | 4.7 | 285 | 4.6 | 335 | 5.5 | 292 | 5.8 | 240 | 6.2 | 140 | 5.3 | 94 | 5.0 | 6,681 | 7.5 |
| 1.41~1.60 | 35 | 5.3 | 1,095 | 14.6 | 1,207 | 8.9 | 1,033 | 8.6 | 885 | 7.8 | 589 | 5.9 | 440 | 5.4 | 290 | 4.6 | 297 | 4.9 | 266 | 5.3 | 214 | 5.5 | 128 | 4.8 | 79 | 4.2 | 6,558 | 7.4 |
| 1.61~1.80 | 5 | 0.8 | 777 | 10.3 | 1,165 | 8.6 | 982 | 8.2 | 869 | 7.6 | 671 | 6.7 | 429 | 5.3 | 268 | 4.3 | 305 | 5.0 | 263 | 5.2 | 221 | 5.7 | 110 | 4.1 | 73 | 3.9 | 6,138 | 6.9 |
| 1.81~2.00 | 4 | 0.6 | 459 | 6.1 | 1,031 | 7.6 | 778 | 6.5 | 793 | 7.0 | 699 | 7.0 | 440 | 5.4 | 290 | 4.6 | 326 | 5.4 | 252 | 6.0 | 201 | 5.2 | 83 | 3.1 | 61 | 3.3 | 5,417 | 6.1 |
| (小計) | 179 | 27.2 | 4,573 | 60.8 | 5,377 | 39.7 | 4,749 | 39.5 | 4,291 | 37.8 | 3,169 | 31.8 | 2,082 | 25.7 | 1,427 | 22.8 | 1,566 | 25.8 | 1,345 | 26.7 | 1,088 | 28.1 | 648 | 24.3 | 3932 | 21.0 | 30,887 | 34.8 |
| 2.01~2.20 | 3 | 0.5 | 249 | 3.3 | 743 | 5.5 | 680 | 5.6 | 664 | 5.3 | 635 | 6.4 | 458 | 5.7 | 299 | 4.8 | 286 | 4.7 | 239 | 4.7 | 189 | 4.9 | 115 | 4.3 | 62 | 3.3 | 4,622 | 5.2 |
| 2.21~2.40 | 0 | 0 | 164 | 2.2 | 564 | 4.2 | 541 | 4.5 | 490 | 4.3 | 530 | 5.3 | 459 | 5.7 | 312 | 5.0 | 254 | 4.2 | 240 | 4.8 | 157 | 4.0 | 85 | 3.2 | 49 | 2.6 | 3,845 | 4.3 |
| 2.41~2.60 | 0 | 0 | 83 | 1.1 | 440 | 3.3 | 487 | 4.0 | 464 | 4.1 | 437 | 4.4 | 401 | 5.0 | 280 | 4.5 | 261 | 4.3 | 216 | 4.3 | 157 | 4.0 | 76 | 2.9 | 49 | 2.6 | 3,351 | 3.8 |
| 2.61~2.80 | 0 | 0 | 47 | 0.6 | 275 | 2.0 | 348 | 2.9 | 361 | 3.2 | 368 | 3.7 | 363 | 4.5 | 269 | 4.3 | 216 | 3.6 | 196 | 3.9 | 135 | 3.5 | 69 | 2.6 | 49 | 2.6 | 2,696 | 3.0 |
| 2.81~3.00 | 0 | 0 | 29 | 0.4 | 203 | 1.5 | 265 | 2.2 | 328 | 2.9 | 320 | 3.2 | 321 | 4.0 | 264 | 4.2 | 227 | 3.7 | 148 | 2.9 | 95 | 2.4 | 61 | 2.3 | 29 | 1.6 | 2,290 | 2.6 |
| (小計) | 3 | 0.5 | 572 | 7.6 | 2,225 | 16.5 | 2,321 | 19.2 | 2,307 | 20.3 | 2,290 | 23.0 | 2,002 | 24.9 | 1,424 | 22.8 | 1,244 | 20.5 | 1,039 | 20.6 | 733 | 18.8 | 256 | 15.3 | 238 | 12.7 | 16,804 | 18.9 |
| 3.00~ | 0 | 0 | 60 | 0.8 | 563 | 4.2 | 917 | 7.6 | 1,415 | 12.4 | 2,131 | 21.4 | 2,523 | 31.2 | 2,546 | 37.6 | 2,172 | 35.9 | 1,577 | 31.3 | 954 | 24.6 | 536 | 20.2 | 296 | 15.8 | 15,490 | 17.4 |
| 計 | 656 | 100 | 7,514 | 100 | 13,489 | 100 | 12,038 | 100 | 11,370 | 100 | 9,941 | 100 | 8,091 | 100 | 6,238 | 100 | 6,057 | 100 | 5,037 | 100 | 3,882 | 100 | 2,654 | 100 | 1,869 | 100 | 88,836 | 100 |

ではその動きはかなり異なる。女子世帯主では年齢にかかわりなく低水準世帯の比重は格段と高い。したがって女子の影響を除けば、上述した傾向は、もっと明瞭な姿で現われるにちがいない。

このようにして低位な生活水準世帯は、年齢層の若い、推察するに結婚して子供ができるまもない世帯か、高年齢層世帯で、いずれも小規模な世帯によって大きな部分が形成されていることを想わせるのである。

こういうわけだから、小家族の生涯の経過を想定し、その各段階での家族構成を想定して、それと生活水準との関係を考えてみる。これは通常「生活周期」とよばれるものである。もちろんこのような操作は、現在時点のものを時系列的に時間の順序として仮に想定するのだから、そこからくる無理が存在することをさけられない。しかもしも社会経済の条件がある程度長期にそれほどの変化をみせないと仮定するならば、このような想定もある程度現実の姿を示すものといえるだろう。

そこでここでは次のような生涯局面をとりあげて、それを時の流れに沿って並べることとする。すなわち、(イ)結婚直前の時期としての20~24歳の男子、(ロ)夫婦と非生産年齢の子供から構成される時期で子供が1人のとき、(ハ)同じく2人のとき、(ニ)子供が3人になったとき、(ホ)4人になったとき、

(ヘ)夫婦と、生産年齢に達した子供といまだ非生産年齢の子供が両方ともいる時期、(ト)夫婦と生産年齢の子供とからなる時期、(チ)老夫婦のみになった時期、(リ)老夫婦の一方が死亡してかけた時期。

これを横に並べ、生活水準別構成を検討し上下の差をつけて、生活水準活動を示してみるとおよそ次の図1のようになる。

この図は、倍率1.0のところで切って、各類型の全体の位置をみるようなやり方になっている。小論分析の方法にしたがって、1.0以下の比重の高い場合をその類型全体の生活水準が低いものと考えているからである。そこでこの図をみると、かのB. S. Rowntreeの都市生活者の生活周期の図式が基本的にはここでも貫いていることが知られるのであるが、しかし、日本の特殊性を反映して若干の相違が同時にみられるように思われる。すなわち、まず、若年男子単身の水準がイギリスにくらべて著しく低いことである。そして子供の増加につれて3人までは著しい変化はないが、4人となると急激に沈下する。これらは、日本の賃金がいわゆる年功制体系といわれる上昇カーブをもっていることに、よく照應していると考えられる。そして、子供が成長し、生産年齢に達し、共働きしている間はより上昇するが、もっと年齢が進み、子供も去るようになると、今度は、急にガ

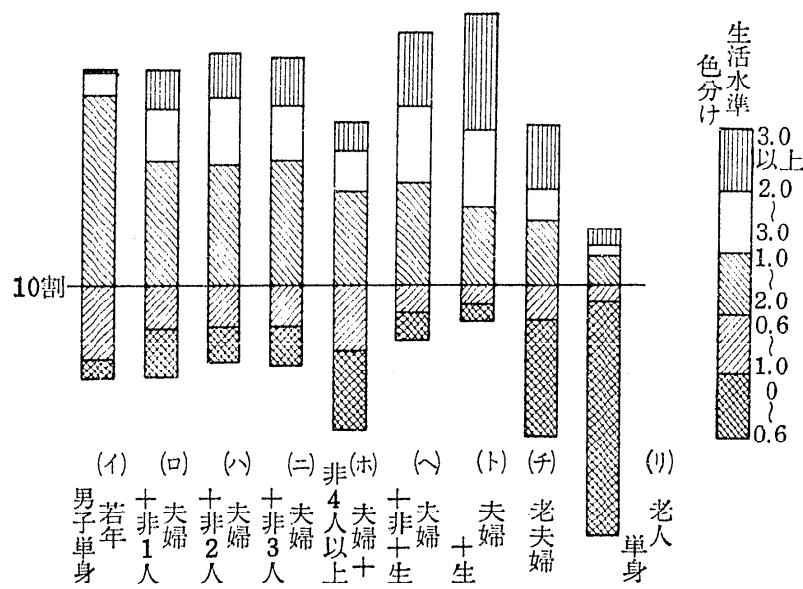


図1 家族周期と生活水準

タンと大幅に下り、さらにもっと進んで老齢単身世帯となるともう一段ガタンと大幅に下降することである。

これは、いわゆる定年制や年金制度、とくに老齢者に対するそれが不備であることを反映しているものと思われる。

このように、生涯という長期的にみた生活水準の変動からみても、すでにのべた、年齢に対してV字型の若年層老齢層の低位層の高位とおなじ問題を示しているのであるが、この図はもう一つの重要な問題を語っていると思われる。それは、倍率0.6以下という最下の層と2.0ないし3.0以上という高位の層への各段階での分化の問題である。すなわち、(イ)の若年男子単身の場合と(ウ)の結婚し子供が生まれた場合とでは、後者のほうが上位層も多いが一方下位の層も増大することがわかる。そして、子供が成長し、(エ)その一部が生産年齢に達するようになるとそれが一層進む。ただし、この場合は上位に上昇する部分がやや多くなる。ところがもっと進んで、(ア)老夫婦だけでは、倍率0.6以下がずっと増大しつつその分化が一層推し進められることを物語っている。逆に中位の部分がぐっと少なくなっている。これはすでにのべたように、社会保障の弱い基礎の上に展開される老齢期の生活の格差増大の進展の様相を物語っている。

以上、大都市低所得・不安定階層の性質ないし形態に関する特徴の1、2をきわめて大きな視点からのべてきたが、それは本報告が、全数調査的方法で巨大都市における全体の傾向をつかもうとする趣旨からきていていることにはかならない。

3. その存在形態——社会階層分布——

さて、上述は低所得不安定階層の消費生活の場である「世帯」に焦点をあわせて、若干の特徴をみたのであるが、次に、その消費のための収入の源泉たる職業の面をみていく。職業とはさしあたり労働の種類であるが、しかしそれだけではなくもといろいろの側面がある。すなわち、就業するときの従業上の地位、さらに就業せる産業、および就業する営業体の大きさ（従業員規模）等の別に、いくつかに区分された社会集団として見

ることができる。いいかえるとこれを「社会階層」的側面から、低所得・不安定階層の分布をみるということになる。この場合、資料としては、就業構造基本調査の東京都分をわれわれが再集計したものを用いる。用いられた「社会階層」区分は、次表の表側のごとくである。その詳細な説明はここでははぶくが、さしあたり「大企業」とは鉱業、建設業、製造業、電気ガス水道、運輸業の1,000人以上規模事業所、その他の産業では500人以上規模の事業所をさす。「中企業」とは、それぞれ前記の産業で100～999人、後者で100～499人規模事業所、また「小企業」とは30～99人規模の事業所をさす。また「零細企業」とは29人未満の規模である。

次に、表頭の所得①60万円未満、②60～100万円未満、③100万円以上（年額）とは、「就調」の区分をこのようにくくりなおしたものである。その意味は東京都における平均世帯人員を3人とみると（「就調」では3.7人となる）、小論で用いた生活基準の計算では、（生活扶助+住宅扶助特別基準+諸加算・控除）×12ヶ月=64万2,000円（年額）ということになる。加算・控除をいれないと、42万3,072円となる。また、世帯人員を4人として、年額それぞれ77万1,000円および52万9,140円となる。

そこで「就調」の7段階のうちからこの数字にいちばん近い線を60万円という線にもとめる。けだし原票の記入自体が7段階区分になっていて、それ以上くわしくは知ることができないからである。そしてこのランクは60万～100万円となっているので、これをぬきとり、それ以下とそれ以上ということで三つにしたのである。

そこで、先述の「社会階層」と所得3区分をクロスさせて表7を得た。

さて、まず所得60万円未満世帯が、それぞれの「社会階層」の25%以上分布している場合（最右端の欄×印）をみると、「業主・役員」層では、産業にかかわりなく、単独業主の営業がそれにあたる。また「家族従業者」がそれにつけ加わる。

雇用者の場合では、「零細企業」がそうである。ただし「専門・技術・管理」と「事務」はそうで

表7 所得3区分による社会階層別世帯の分布状況と60万円未満の世帯の比重
(就業構造基本調査東京地方再集計結果から作成)

| 社会階層区分 | | 計 | (1) 60万円未満 | (2) 60~100万円未満 | (3) 100万円~ | 各階層を 100とした時 の(1)の割合 |
|--------|------------|-------|---------------|-------------------|---------------|----------------------------|
| 有業者 | 1. 業主・役員 | 26.7 | 19.3 | 19.1 | 35.3 | 14.8 |
| | a 鉱運水道 | 計 1人 | 11.2 2.6 | 8.2 4.4◎ | 8.4 3.2 | 14.4 1.3△ |
| | 建電 | 2~4人 | 3.7 | 3.1◎ | 3.6 | 4.0 17.0 |
| | 製造 | 5人~ | 4.9 | 0.7 | 1.6 | 9.1 3.2 |
| | 不 | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | b 卸販 | 計 1人 | 10.9 2.3 | 6.8 3.2◎ | 7.5 2.2 | 15.1 2.0 |
| | 小保険 | 2~4人 | 5.3 | 3.0◎ | 4.3 | 7.1 6.0 |
| | 金不 | 5人~ | 3.3 | 0.6 | 1.0 | 4.0 |
| | c サービス | 不 明 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2. 家族従業者 | 0.2 | 0.2 | 0 | 0.3 | 22.8 |
| が主な者 | 2~4人 | 0.2 | 0.2 | 0 | 0.2 | 25.0× |
| | 5人~ | 0 | 0 | 0 | 0.1 | 0 |
| | 不 | 明 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3. 民間常雇労働者 | 52.9 | 43.0 | 66.3 | 47.8 | 16.7 |
| | a 専門技術 | 計 大企業 | 7.9 3.7 | 1.8 0.6 | 6.1 2.3 | 12.0 6.2 |
| | 管 | 中企業 | 1.9 | 0.2 | 1.7 | 2.7 |
| | 理 | 小企業 | 1.3 | 0.5 | 1.1 | 1.8 |
| | 零 | 細企業 | 1.0 | 0.5 | 1.0 | 1.3 |
| | 不 | 明 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | b 事務 | 計 大企業 | 14.0 6.5 | 7.1 1.5 | 15.6 6.0 | 16.0 9.1 |
| 生産運輸 | 中企業 | 3.1 | 1.5 | 3.7 | 3.3△ | 5.0 10.5 |
| | 小企業 | 2.2 | 1.5 | 2.8 | 2.0△ | 14.5 |
| | 零 | 細企業 | 2.2 | 2.6◎ | 3.1 | 1.6△ |
| | 不 | 明 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | c 販売 | 計 大企業 | 6.3 1.5 | 5.2 0.7 | 8.1 1.5 | 5.5 1.8 |
| | 中企業 | 1.3 | 0.5 | 1.9 | 1.2△ | 10.3 7.7 |
| | 小企業 | 1.0 | 0.7 | 1.5 | 0.8△ | 13.8 |
| | 零 | 細企業 | 2.5 | 3.3◎ | 3.2 | 1.7△ |
| | 不 | 明 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | d 生産運輸 | 計 大企業 | 20.2 4.4 | 21.9 1.6 | 31.0 7.0 | 11.7 3.9 |
| 不 | 中企業 | 4.0 | 2.7◎ | 5.8 | 3.0△ | 7.4 14.3 |
| | 小企業 | 3.4 | 3.1◎ | 5.7 | 1.9△ | 18.5 |
| 不 | 零 | 細企業 | 8.4 | 14.5◎ | 12.5 | 2.9△ |
| | 不 | 明 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 社会階層区分 | | | 計 | (1) 60万円未満 | (2) 60~100万円未満 | (3) 100万円~ | 各階層を 100とした時 の(1)の割合 |
|--------|---|------|-------|---------------|-------------------|--------------------|----------------------------|
| 有事が主な者 | e 単純労働 | 計 | 1.6 | 2.2○ | 1.9 | 1.1 | 27.8 |
| | | 大企業 | 0.4 | 0.4 | 0.6 | 0.3△ | 19.3 |
| | | 中企業 | 0.5 | 0.4 | 0.6 | 0.4△ | 19.2 |
| | | 小企業 | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.1△ | 38.5× |
| | | 零細企業 | 0.5 | 1.0○ | 0.5 | 0.3△ | 40.3× |
| | | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | f サービス保安 | 計 | 2.9 | 4.8 | 3.6 | 1.5 | 34.3 |
| | | 大企業 | 0.6 | 0.5 | 0.8 | 0.5△ | 16.3 |
| | | 中企業 | 0.6 | 0.5 | 0.9 | 0.4△ | 19.1 |
| | | 小企業 | 0.4 | 0.7○ | 0.5 | 0.2△ | 31.1× |
| | | 零細企業 | 1.3 | 3.1○ | 1.4 | 0.4△ | 49.9× |
| | 不 明 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4. 官公序常雇労働者 | | 7.6 | 2.4 | 6.6 | 10.5 | 6.5 |
| | a 専門技術・管理 b 事務 c 生産・運輸 d 単純労働 e 保安・サービス | 計 | 2.1 | 0.1 | 1.3 | 3.5 | 1.8 |
| | | 大企業 | 3.2 | 0.9 | 3.1 | 4.2 | 6.1 |
| | | 中企業 | 0.8 | 0.4 | 1.0 | 0.8 | 11.0 |
| | | 小企業 | 0.3 | 0.4○ | 0.2 | 0.4 | 19.8 |
| | | 零細企業 | 1.2 | 0.6 | 1.0 | 1.6 | 9.9 |
| | 5. 臨時雇労働者 | | 1.0 | 2.2○ | 0.9 | 0.5 | 46.9 |
| | a 専技・管理・事務 b 生産・運輸 c 単純労働 d サービス・保安 | 計 | 0.1 | 0.2○ | 0.1 | 0.2 | 30.0 |
| | | 大企業 | 0.5 | 1.3○ | 0.5 | 0.1△ | 56.0× |
| | | 中企業 | 0.3 | 0.4○ | 0.2 | 0.1△ | 42.3× |
| | | 小企業 | 0.1 | 0.3○ | 0.1 | 0.1△ | 46.1× |
| | 6. 日雇労働者 | | 0.8 | 2.4○ | 0.8 | 0.1 | 60.0 |
| | a 生産・運輸 b 単純労働 | 計 | 0.4 | 1.3○ | 0.5 | { 0.1△ △ } 0.1△ | 59.9× |
| | | 大企業 | 0.4 | 1.1○ | 0.3 | | 63.2× |
| | 7. 内職・家内労働者 | | 0.3 | 0.9○ | 0.1 | 0△ | 72.5 |
| | 8. 農林漁業者・不明 | | 1.0 | 1.9 | 1.0 | 1.0 | — |
| | 仕事が従な者 | | 1.1 | 2.3○ | 0.7 | 0.8 | 44.4× |
| 無業者 | 業者 | | 8.4 | 25.4○ | 4.5 | 3.7△ | 62.0× |
| 総 | 計 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 20.5 |

注 1) 大企業とは鉱、建、製造、電・ガス水道、運輸の業種では 1,000人~, 他は 500人~。中企業とは 100~999 および、上記に準じて 100~499 人まで、小企業とは 30~99 人、零細企業とは ~29 人まで。

2) ○印は比率において(1)>(2)および(3)の階層、△印は(3)<(2)の階層、×印は25%以上のもの、太字は三つの印が重なっている階層を示す。また○は 2%以上の分布を示す社会階層。

3) 出所は「都民の社会階層構造とその変動」上・下、東京都企画調整局、48年3月刊。

はない。「単純労働」および「保安・サービス」では、「零細企業」だけでなく、「小企業」の場合も、これに該当する。

「臨時雇労働者」および「日雇労働者」、「内職・家内労働者」は、一般の雇用者のようにとくに従業せる企業の規模については問題にしていないが、この種類の労働者層はその全部が、おなじく、こ

れに該当するのが知られる。その量は過半数まで 60万円以下である。「無業者」もおなじである。

以上を念頭において、次に、所得からみたそれぞれの層の全体を 100 とし、各社会階層などのように分布しているかを算出し、その様相から、低所得・不安定階層の社会階層的性格を明らかにしようとする。

まず、上記の分析をたしかめる意味もあり、反対に所得60万円未満層がその階層の下方に多く分布している、いわば下ぶくれの社会階層をとらえることにする。具体的には、この表で、(1)60万円未満層が、その上のランクである(2)60万~100万未満層よりも、また(3)100万円以上層よりもより多く分布している階層をみつけることとする。それは表の○印および◎印を付した社会階層がそれにあたるのである。なお◎はそれとともに、所得「60万円未満」世帯全体を100とした場合、その分布が2%をこえる集団を示したものである。なお、△は(2)のほうが(3)よりも大きいもので、それは○印の意味のさらにダメおしをしてみたにすぎない。

この結果は、最初に分析した×印の示す社会階層とほぼ一致してくることがわかるが、なお、新しい2,3の点が注目されるべくつけ加えられることになる。

一つは、生産労働者・運輸労働者の「常雇労働者」において、規模がかなり上のところまで含まれてくること。すなわち、「中企業」くらいまで入ってくることである。また「零細企業」における「事務」および「販売」の「常雇労働者」が入ってくることである。なお業主では「2~4人」の従業員の場合も、入ってくることである。

大都市中心部の住民の場合、こうして、業者、常雇を問わず、規模的には零細な企業の生産労働者が入り、また、臨時、日雇、内職・家内労働者層が低所得・不安定階層の中身を形成することはもちろんだが、それより上の企業規模の分野でも、かなりの層がここへ入ってくること、とくに事務および販売関係のそれが加わってくることは特徴的である。この職業分野にも「低所得」と「不安定」が広がってきているといえるのである。

4. その他の特徴

さて、われわれが調査したその他若干の社会的特徴を補足的につけて加えて、分析結果のあらましを終わろう。

まず、これらの世帯は社会保障制度としては、いわば「差別」的に内容の貧弱なものをしか享受しないか欠如しているということがこれまでいわ

れてきた。それを全体的に示すデータはないが、国保および国年の制度からみたとき、どのようなことがいえるかというと、倍率1.0でみて、国保加入世帯は2万5,816世帯で、全体の1.0の層(4万2,142世帯として——表1参照)の約60%にあたる。すなわち、この層の医療は、社会保障制度の網の目では、その過半数が国民健康保険によっていることがわかる。

年金でいうと、その加入はずっと減って、倍率1.0のところで1万2,297世帯である。この数字は、前記のようにいえば、おのおの29%ということになる。この場合は、むしろ加入していない層が多いのだというように理解したほうがよいだろう。なぜなら、国保に加入できる場合は国年にも加入できるし、またそれを強制されるたてまえになっているからである。

このような生活保障制度にふくめられるためには、少なくとも一定地域に居住する必要がある。そして、そこで住民基本台帳に登録される必要がある。そこで、この区における居住年数をみると、非常に大きな特徴がある。それは、生活水準の低いものほど、その年数が非常に短いということである。また換言すると、居住年数の短かいものは、生活水準からみて低い層に多いということである。その様相を次の表8によって示しておこう。なおこの状況は別に「現住所居住年数」でもとつてみたが、その様相は、ほぼ同じである。

表8にみられるような低位な生活層ほど地域流動性が高いことは、社会保障などによる生活保障がむずかしいし、したがってその保護が弱いことを物語っている。反対に、そうであるにもかかわらず、これらの層の流動性の高さが、その生活状態を隠蔽するとともにわからなくし、また要求があるにもかかわらず、それが地域住民生活としてそのなかで顕在化することが相対的にむずかしいことを示している。この流動性が停止したときが顕在化のときであるともいえるだろう。

むすび

以上、われわれがおこなった調査にしたがって、その要点をぬき出してのべてみたわけであるが、

表8 東京都N区世帯の区内居住年数

| 年数 倍率 | 0~1年 | | 1~2年 | | 2~3年 | | 3~5年 | | 5~10年 | | 10~15年 | | 15~20年 | | 20~27年 | | 27年以上 | | 合計 | |
|------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 実数 | 百分比 |
| 0および不課税のもの | 9,609 | 42.4 | 5,439 | 35.3 | 3,595 | 32.0 | 4,000 | 27.8 | 3,028 | 25.2 | 1,565 | 19.5 | 1,209 | 15.1 | 1,570 | 12.4 | 3,873 | 14.5 | 33,885 | 25.8 |
| 0.2 未満 | 418 | 1.8 | 129 | 0.8 | 75 | 0.7 | 115 | 0.8 | 106 | 0.9 | 58 | 0.7 | 62 | 0.8 | 89 | 0.7 | 169 | 0.6 | 1,221 | 0.6 |
| 0.4 " | 547 | 2.4 | 211 | 1.4 | 173 | 1.5 | 201 | 1.4 | 193 | 1.6 | 122 | 1.5 | 124 | 1.6 | 210 | 1.7 | 454 | 1.7 | 2,235 | 1.7 |
| 0.6 " | 889 | 3.9 | 393 | 2.5 | 315 | 2.8 | 420 | 2.9 | 421 | 3.5 | 269 | 3.5 | 252 | 3.2 | 378 | 3.0 | 808 | 3.0 | 4,155 | 3.2 |
| 0.6 未満小計 | 11,463 | 50.5 | 6,172 | 40.0 | 4,158 | 37.0 | 4,736 | 32.9 | 3,748 | 31.2 | 2,024 | 25.2 | 1,647 | 20.7 | 2,247 | 17.8 | 5,304 | 19.8 | 41,499 | 31.6 |
| | (27.6) | | (14.8) | | (10.0) | | (11.4) | | (9.0) | | (4.9) | | (4.0) | | (5.4) | | (12.8) | | (100) | |
| 0.8 未満 | 1,479 | 6.5 | 663 | 4.3 | 490 | 4.4 | 693 | 4.8 | 618 | 5.1 | 502 | 6.3 | 445 | 5.6 | 595 | 4.7 | 1,208 | 4.5 | 6,693 | 5.1 |
| 1.0 " | 1,429 | 6.3 | 840 | 5.4 | 636 | 5.7 | 833 | 5.8 | 726 | 6.0 | 562 | 7.0 | 574 | 7.2 | 710 | 5.6 | 1,421 | 5.3 | 7,731 | 5.9 |
| 1.0 未満小計 | 14,371 | 63.3 | 7,675 | 49.7 | 5,284 | 47.1 | 6,262 | 43.5 | 5,092 | 42.3 | 3,088 | 38.5 | 2,666 | 33.5 | 3,552 | 28.1 | 7,933 | 29.6 | 55,923 | 42.6 |
| | (25.7) | | (13.7) | | (9.4) | | (11.2) | | (9.1) | | (5.5) | | (4.8) | | (6.4) | | (14.2) | | (100) | |
| 1.2 未満 | 1,255 | 5.5 | 1,100 | 7.1 | 713 | 6.3 | 982 | 6.8 | 733 | 6.1 | 501 | 6.3 | 598 | 7.5 | 769 | 6.1 | 1,671 | 6.2 | 8,322 | 6.3 |
| 1.4 " | 1,187 | 5.2 | 1,183 | 7.7 | 895 | 8.0 | 1,063 | 7.4 | 796 | 6.6 | 513 | 6.4 | 553 | 6.9 | 776 | 6.1 | 1,685 | 6.3 | 8,651 | 6.6 |
| 1.6 " | 1,024 | 4.5 | 1,098 | 7.1 | 845 | 7.5 | 1,042 | 7.2 | 816 | 6.8 | 526 | 6.6 | 450 | 5.6 | 738 | 5.8 | 1,578 | 5.9 | 8,117 | 6.2 |
| 1.8 " | 900 | 4.0 | 838 | 5.4 | 680 | 6.0 | 943 | 6.6 | 775 | 6.5 | 512 | 6.4 | 475 | 5.9 | 722 | 5.7 | 1,547 | 5.8 | 7,392 | 5.6 |
| 2.0 " | 682 | 3.0 | 668 | 4.3 | 528 | 4.7 | 762 | 5.3 | 701 | 5.8 | 402 | 5.0 | 432 | 5.4 | 692 | 5.5 | 1,437 | 5.4 | 6,304 | 4.8 |
| 1.2~2.0小計 | 5,048 | 22.2 | 4,887 | 31.6 | 3,661 | 32.5 | 4,792 | 33.3 | 3,821 | 31.8 | 2,454 | 30.7 | 2,508 | 31.3 | 3,697 | 29.2 | 7,918 | 29.6 | 38,786 | 29.5 |
| | (13.0) | | (12.6) | | (9.4) | | (12.4) | | (9.9) | | (6.3) | | (6.5) | | (9.5) | | (20.4) | | (100) | |
| 2.2 未満 | 549 | 2.4 | 537 | 3.5 | 399 | 3.5 | 576 | 4.0 | 516 | 4.3 | 342 | 4.3 | 398 | 5.0 | 668 | 5.3 | 1,330 | 5.0 | 5,315 | 4.1 |
| 2.4 " | 456 | 2.0 | 415 | 2.7 | 283 | 2.5 | 443 | 3.1 | 398 | 3.3 | 286 | 3.6 | 337 | 4.2 | 609 | 4.8 | 1,157 | 4.3 | 4,384 | 3.3 |
| 2.6 " | 378 | 1.7 | 330 | 2.1 | 259 | 2.3 | 383 | 2.7 | 375 | 3.1 | 253 | 3.2 | 247 | 3.1 | 476 | 3.8 | 1,047 | 3.9 | 3,748 | 2.9 |
| 2.8 " | 292 | 1.3 | 253 | 1.6 | 214 | 1.9 | 273 | 1.9 | 282 | 2.3 | 213 | 2.7 | 228 | 2.9 | 429 | 3.4 | 870 | 3.3 | 3,054 | 2.3 |
| 3.0 " | 244 | 1.1 | 210 | 1.4 | 190 | 1.7 | 243 | 1.7 | 219 | 1.8 | 178 | 2.2 | 200 | 2.5 | 381 | 3.0 | 746 | 2.8 | 2,611 | 2.0 |
| 2.2~3.0小計 | 1,919 | 8.5 | 1,745 | 11.3 | 1,345 | 11.9 | 1,918 | 13.4 | 1,790 | 14.8 | 1,272 | 16.0 | 1,410 | 17.7 | 2,563 | 20.3 | 5,150 | 19.3 | 19,112 | 14.6 |
| | (10.0) | | (9.1) | | (7.0) | | (10.0) | | (9.4) | | (6.7) | | (7.4) | | (13.4) | | (27.0) | | (100) | |
| 3.0 以上 | 1,326 | 5.9 | 1,122 | 7.3 | 958 | 8.5 | 1,423 | 9.9 | 1,307 | 10.9 | 1,195 | 14.9 | 1,413 | 17.7 | 2,806 | 22.2 | 5,739 | 21.5 | 17,289 | 13.2 |
| 合 計 | 22,664 | 100 | 15,429 | 100 | 11,248 | 100 | 14,395 | 100 | 12,010 | 100 | 8,009 | 100 | 7,997 | 100 | 12,618 | 100 | 26,740 | 100 | 131110 | 100 |

注 ただし、0には、所得不明のものも含まれている。

要するに巨大都市東京の中心部での「低所得・不安定階層」の量は無視すべきでないどころか、膨大な量に達していること、そしてその存在形態ないしその特徴から、生活の変動、とくにその圧下や低下に対して、いわば硬直的な、弾力性のない階層または世帯によって、ますます多くの部分を占められるということ、そういう性格が強まっているといえることを明らかにしたのである。なぜなら、世帯内の有業率が増大するなかで、一方被扶養者を切りつめるため、世帯規模がますます小さくなってしまっており、この階層ではこの点でも、これ以上の生活変動、圧下への対応は、強い摩擦をともなう以外できなくなっているからである。とくにこの階層での単身世帯の増大は、その意味を含んでいる。そういうなかで、高齢の「低所

得・不安定階層」世帯の形成への動きがますます大きくなりつつあることも、その硬直性を強める方向によく働くであろう。

われわれの調査結果では、老齢者の絶対量はそれほど多いとはいえないかもしれない。すなわち、倍率0.6未満の全世帯のなかに占める老人(60歳以上)をふくまない世帯は81.5%、ふくむ世帯19.5%、そのうち、老齢男子単身世帯が1.9%，老齢女子単身世帯が6.8%あった。この数字はしかし、他の所得階層に比べるとずっと多いのであり、大きな意味をもつものだといわねばならないことも事実である。

そして、これらの層の職業的階層的性格は、そのほとんどが「被用者」としての就業であり、そして種類として、一般的共通的にいいうことを

別とすれば、大都市地域を反映して下層の「事務」「販売」関係の雇用者、すなわち、いわゆるサラリーマンが高い比重を占めていたことも特徴的である。それは生活のさまざまな困難に対する一定の「硬直性」を示すものにほかならないだろう。

もちろん、地域住民の構成の中に占める「低所得・不安定階層」の量的大きさが、上記のような生活対応の「硬直性」をともないつつ、一定の条件、とくに現在のような経済の矛盾の顕現と物価上昇の局面にぶつかると、一度にその蔽われていたペールがとられて、一挙に顕在化してくるかというと、われわれはそうは思わない。なぜなら、すでにのべたように、地域住民生活の所得構成のもう一つの大きな特徴として、そこに存在する大きな階層分化、きわめて高い所得クラスまでの幅広い分布（これを先には「格差」という言葉でのべたが）という構造が存在するからである。

この点は、たとえば、すべての生産活動が崩壊・停止した終戦直後のような時期の場合とは、異なるであろう。この時期には、所得・階層構造における現在のような複雑さと階層的深さはそれほど存在しなかったのである。したがって、このような「低所得・不安定階層」の諸問題は、社会的に顕在化した形で、そして一挙的大量的な姿で、現われたのである。すなわち、たとえば、かのいわゆるドッジ・ラインによる大量の失業、所得の喪失は、そのまま顕在化し、社会的に問題化してきたのである。

もちろん、現在も物価の高騰と生産活動の遅速化、就業機会の縮小、したがって所得の喪失と減少という二重の圧力が、上述の時期とそれほどおとらぬ力で、社会全体の生活に衝撃を与えつつあると思われる。しかしその影響力は、あれほど直線的に現われるとはいえないだろう。それは、社会階層的にいうならば、またすべての階層に同じインパクトが与えられ、すべての階層からおなじようにそれが現象してくるというのではなくて、その影響の受け方、影響に対する抵抗の力と仕方が異なるなかで、結局、先述の「硬直性」、すなわち抵抗力の弱い階層から先に、そこから問題が不斷に顕在するという構造をとって現われるであろう。いいかえれば、所得および社会階層的地位において高い階層から、そのままだちに生活困窮者が現われるのではなく、いくつかの階層移動、転落を経た上で、小論に描かれた「低所得・不安定階層」に編入され、そこから一定部分が、さらに生活上の困窮者として不斷に現れてくるといった、幾段階の錯雜した経路をとるであろうということである。

しかしごろりのべたように、この層の固定量自身が大きいのだから、その意味で、その最下部からの社会的問題の顕在化は、強い力で、ある時はゆるやかに、あるときは急速にといった形で、持続的におこなわれてくるにちがいないのである。何よりも量の大きなことは決定的といわねばならないであろう。